第 742 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 1月10日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤納付しすぎた源泉所得税

Q：当社は、昨年12月の給料の際、特別減税の額を控除しないで年末調整を行い、源泉税も納付してしまいました。先日、誤りに気付きましたので、再度年末調整を正しく行い、社員には不足分を支給しましたが、多く納付してしまった源泉税についてはどのようにすればよいのでしょうか。

A：納付額と正当税額との差額について、還付を受けてください。

【解説】

所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が、源泉徴収税額として納付すべき正当税額を超えて納付した場合（支払を受ける人から過大に徴収して納付した場合はもちろん納付税額だけを誤った場合も含みます）等には、その納付額と正当税額との差額を納め過ぎとなった税額として、その所得の支払をした者に還付することになっています。

還付を受けるには、「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出することが建前となっていますが、その過誤納金が給与所得から徴収する所得税について生じたものであるときは、還付請求書を提出して還付を受けることにかえて「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出して、以後納付することになる給与に対する税額のうちから控除する方法により、還付を受けることもできます。